

注文していない健康食品、支払う前に相談を

今年の9月に「身に覚えのない健康食品」に関するトラブル事例についてご案内しましたが、同様の相談が一向に減る様子がありません。以下の事例にお心当たりのある方は今すぐ消費生活センターへご相談ください。

事例1

独居の母に知らない業者から電話があり「以前注文を受けた健康食品ができあがった。受注生産しか当社は受け付けていないので、注文していないなんてことは言わせない。明日代引きで届くので2万円を用意して待っているように。」と電話があったそうだ。母は「まったく身に覚えがない」と答えると、「何度も言わせるんじゃない。自分が忘れておいてとぼけるとは何事だ。金を支払えないのなら弁護士を用意して裁判に備えておけ。」と電話が切れたそうだ。絶対注文することはあり得ないと言う。どうしたらよいか。(契約当事者73歳)

事例2

電話で「先月末に健康食品のグルコサミンの注文を受けた。数日後に商品を発送するので代金を準備するように。」と言われた。夫に電話を替わると「19000円にするので1本だけでも購入してほしい」と言われたが、それもはっきりと断った。もし、届いたらどうしたらよいか。(72歳)

事例3

健康食品のパフレットが送付され、その後業者から「商品を送る」と電話があり断ったが「電話で断ることはできない」と言われ仕方はなく了承した。しかし、毎月電話があり、これまで3回受け取り代引きで支払った。今日また商品が届くと言われたが、断りたい。(71歳)

アドバイス

購入した覚えがないと言うと「契約違反だ。」「裁判にする。」などと強く迫る悪質な業者に関する相談が増えています。被害者のほとんどが70歳以上の高齢者で強気の脅しに頼んだかどうか自身がなくなり、今回だけならと購入してしまうケースもあります。電話があったら一旦電話を切り、すぐに相談窓口へ連絡してください。また頼んだ覚えのない商品が届いた場合は、発送元事業者の住所と名前を控えた上、受け取り拒否をしましょう。代金を支払えば相手業者の思うつぼです。

県民生活相談センターでは、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などのトラブルをはじめ、消費生活に関する相談を月曜日から金曜日まで電話または面接で受け付けています。

電話番号は 058-277-1003 です。

(開設時間：平日8:00～17:00)

土曜日は電話相談(9:00～17:00)のみ受付

消費者ホットライン 0570-064-370

※ 上記番号は、お住まいの市町村又は県の相談窓口につながります。

(H24.10.23 岐阜新聞掲載)

身に覚えのない健康食品の送りつけ商法に関する相談件数(平成23年～24年)
(※平成24年度は第2四半期まで)

